157.025―157.175MHz及び161.625―161.775MHzの周波数帯（第80、第21、第81、第22、第82、第23及び第83チャネルに相当）は、デジタル変調の発射に使用する他の海上移動業務の局からの混信を容認すること及び影響を受ける主管庁との調整の対象になることを条件として、最新版のＩＴＵ―Ｒ勧告Ｍ．1084に掲げるアナログ変調も使用することができる。

(ww)　第二地域では、157.200―157.325MHz及び161.800―161.925MHzの周波数帯（第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）は、ＩＴＵ―Ｒ勧告Ｍ．1842に従ったデジタル変調に割り当てる。

カナダ及びバルバドスでは、2019年１月１日から影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、157.200―157.275MHz及び161.800―161.875MHzの周波数帯（第24、第84、第25及び第85チャネルに相当）は、最新版のＩＴＵ―Ｒ勧告Ｍ．2092に掲げるデジタル変調の発射に使用することができる。

(x)　2017年１月１日からアンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セーシェル、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、ザンビア及びジンバブエにおいて、157.125―157.325MHz及び161.725―161.925MHzの周波数帯（第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。同日から中華人民共和国において、157.150―157.325MHz及び161.750―161.925MHzの周波数帯（第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。

(xx)　2019年１月１日から第24、第84、第25及び第85チャネルは、最新版のＩＴＵ―Ｒ勧告Ｍ．2092に掲げる地上系ＶＤＥＳを運用するために、帯域幅が100kHzである単一の複信チャネルを形成するように統合して使用することができる。

(y)　これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一又は複信の周波数チャネルとして割り当てることができる。

(z)　2018年12月31日までこれらのチャネルは、存在する固定業務及び移動業務のアプリケーション及び無線局に有害な混信を与えないこと並びにそれらからの有害な混信を容認することを条件に、将来のＡＩＳアプリケーションのテストに使用することができる。

2019年１月１日からこれらのチャネルは、２つの単信チャネルにそれぞれ分割される。ＡＳＭ１及びＡＳＭ２として指定される第2027及び第2028チャネルは、最新版のＩＴＵ―Ｒ勧告Ｍ．2092に掲げるアプリケーション関連メッセージ（ＡＳＭ）に使用される。

(zx)　アメリカ合衆国では、これらのチャネルは船舶局と海岸局との間の公衆通信を目的とした通信に使用される。

(zz)　2019年１月１日から第1027、第1028、第87及び第88チャネルは、港務通信及び船舶通航のための単一周波数アナログチャネルとして使用される。

第２の別表３―５を次のように改める。

別表３－５　船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

(1)　チャネル間隔25kHzで使用する周波数表

156.75MHz	156.85MHz			
457.525MHz	457.55MHz	457.575MHz		
467.525MHz	467.55MHz	467.575MHz	467.6MHz	467.6125MHz
467.625MHz				

(2)　チャネル間隔12.5kHzで使用する周波数表

457.525MHz	457.5375MHz	457.55MHz	457.5625MHz	457.575MHz
467.525MHz	467.5375MHz	467.55MHz	467.5625MHz	467.575MHz

この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。

(3)　チャネル間隔6.25kHzで使用する周波数表

457.515625MHz	457.521875MHz	457.528125MHz	457.534375MHz
457.540625MHz	457.546875MHz	457.553125MHz	457.559375MHz
457.565625MHz	457.571875MHz	457.578125MHz	457.584375MHz
467.515625MHz	467.521875MHz	467.528125MHz	467.534375MHz
467.540625MHz	467.546875MHz	467.553125MHz	467.559375MHz
467.565625MHz	467.571875MHz	467.578125MHz	467.584375MHz

この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。

第２の別表４中２の表を削り、３の表を２の表とし、４の表から７の表までを３の表から６の表までとする。

第２の別表９―11中「79.5GHz」を「79GHz」に改める。

第２の国際周波数分配の脚注5.54B中「サウジアラビア」の次に「、バーレーン」を、「ロシア」の次に「、イラン」を、「イラク」の次に「、クウェート」を加え、同脚注5.55中「、アゼルバイジャン」を削り、「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.56及び5.558中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.688中「アンゴラ、」を削り、同脚注5.755中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.933中「アンゴラ、」を削り、「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.996中「ベラルーシ」の次に「、クロアチア」を加え、「グルジア」を「ジョージア」に改め、「チェコ」の次に「、英国」を加え、同脚注5.998中「アンゴラ、」を削り、「グルジア」を「ジョージア」に、「、トルコ及びウクライナ」を「及びトルコ」に改め、同脚注5.1022中「、メキシコ、パラグアイ、ペルー及びウルグアイ」を「、パラグアイ及びペルー」に改め、同脚注5.1119中「ホンジュラス、メキシコ及び」を削り、同脚注5.1222中「、ペルー及びウルグアイ」を「及びペルー」に改め、同脚注5.1288中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.132B中「、オーストリア」を削り、同脚注5.133中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.133A中「、オーストリア」を削り、同5.133Aの次に次のように加える。

5.133B

5351.5―5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が15Wを超えてはならない。ただし、メキシコでは、5351.5―5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が20Wを超えてはならない。以下の第二地域の国：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ及び第二地域におけるオランダの海外領土では、5351.5―5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が25Wを超えてはならない。

第２の国際周波数分配の脚注5.139中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.140中「、ケニア」を削り、同脚注5.141B中「エリトリア」の次に「、ギニア」を、「リビア」の次に「、マリ」を加え、同脚注5.145B及び5.149A中「、オーストリア」を削り、同脚注5.152、5.154、5.155及び5.155A中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.158及び5.159中「、オーストリア」を削り、同脚注5.161B中「、ブルガリア」及び「、ポーランド」を削り、同脚注5.163中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5.164中「コートジボワール」の次に「、クロアチア」を加え、同脚注5.166を次のように改める。

5.166（未使用）